

会社法第 791 条第 1 項第 1 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

2025 年 7 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

大阪府大阪市北区大深町 3 番 1 号
グランフロント大阪タワーB16 階
IPS ホールディングス株式会社
代表取締役 渡邊 寛

IPS ホールディングス株式会社（2025 年 7 月 1 日付で「株式会社アイ・ピー・エス」から商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社アイ・ピー・エス（2025 年 7 月 1 日付で「株式会社アイ・ピー・エス分割準備会社」から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 9 月 2 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 7 月 1 日として、吸収分割会社が営む S A P 事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 組織再編が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 項）
2025 年 7 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）
該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）
該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）
該当事項はありません
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）
本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、吸収分割会社が併存的債務引受を行うため、会社法 789 条の規定による手続は実施しておりません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）
該当事項はありません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）
該当事項はありません。
- (3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）
吸収分割承継会社は会社法 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件会社分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2024 年 10 月 8 日付で官報公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には異議を述べる事ができる知れている債権者が存在しなかったことから、各別の催告は実施しておりません。
- 4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約書に基づき、吸収分割会社の本事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。
資産の額 1,770 百万円
負債の額 425 百万円
- 5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2025 年 7 月 1 日（予定）
- 6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上